

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 1月 5日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年1月5日(火) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 11番 内川 正良 委員 1番 原武 学 委員

6. 議 事

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	4件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第4号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	3件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第10号農用地利用集積計画(案)の決定案件	7件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 12 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

11 番 内川 正良 委員 1 番 原武 学 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による通知書 4 件

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 1 件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 1 件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 3 件

第 4 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件 3 件

第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度
第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定案件 7 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをお願いします。第 1 号報告 18 条第 6 項の規定による通知書 合意解約－1～4 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 5 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、6 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、7 ページに管内図、8 ページに位置図、9 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 譲受人は団地にお住まいみたいですがここまで通って耕作されるんですか。

○ **事務局** 今回申請地の北側に宅地があるのですが、今回その宅地も購入し家を建設され農業に従事されるという事です。

○ **〇番（〇〇委員）** わかりました。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件
整理番号 4-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 10 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく
許可申請案件 整理番号 4-1 について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の宅地進入路は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、11 ページに管内図、12 ページに位置図、13 ページに字図の写し、14 ページに土地利用計画図、15 ページに顛末書、16 ページに現況写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **8 番（小林委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。 なお今回は 1,000 ㎡を超えていますので、代理人の方も出席されています。

○ **事務局長** 17 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。転用目的のレストラン及び駐車場は、既存施設の拡張であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、18 ページに管内図・位置図、19 ページに字図の写し、20 ページに土地利用計画図、21・22 ページに断面図、23 ページに建物立面図、24 ページ建物平面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** レストランをされるということですが申請地の東側は農地なので、農薬の散布があるので大丈夫なのかと思いますけど。

○ **代理人** 東側の農地は来月 3 条申請で社長さんに所有権が移るよう手続きを行っております。

許可後は、現在店舗の道挟んで西側でトマト栽培をされていますが、その拡張ということで、ハウスを建てトマトを栽培する予定となっています。農地として利用していこうということになっております。

○ **譲受人** おはようございます。東側のところにもハウスを建ててトマトやイチゴなんかもやっていきたいと思っていますので、そういうことでご決議していただけたらと思います。また、地区や町の方に

もご協力いただいているので雇用もできるだけ吉野ヶ里でさせていただきたいと思っております。

また、農薬散布の件ですけど3年間やらせていただきましたがトラブルありませんでしたし、レストランと田んぼの間には先ほど申しましたようにハウス栽培を計画しているためレストランには農薬は飛んでこないかなと思っています。オープンテラスのレストランではないので影響はないと思っています。

○ 議長 地元委員以外で、質疑のある方はお願い致します。

○ ○番（○○委員） 緑地が851.33㎡と広いですがなにかされるんですか。

○ 譲受人 既存敷地の拡張のため県の開発になり緑地を設ける必要がありました。ドックランなどで利用できればと思っています。

○番（○○委員） わかりました。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。なお今回は1,000㎡を超えていますので、代理人の方も出席されています。

○ 事務局長 25ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、役場から概ね500m以内の農地であることから第2種農地と判断されます。

転用目的の特定建築条件付売買予定地は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、26ページに字図の写し、27ページに位置図、28ページに計画平面図、29ページに断面図、30ページに土地利用計画図、31ページ建物平面図、32ページに建物立面図、33・34ページに求積図、35ページに建物平面図、36ページに建物立面図、37・38・39ページに求積図、40ページに現況図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 北も南も住宅になっているので問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **城尾最適化推進委員** 周囲が宅地化されているということで問題ないと思います。

○ **議長** この地区は私の担当地区でもあります。事務局とのヒアリングの中で周辺農地の地権者と協議してくれと言いました。そういう中で事務局も現況を見て問題ないということで。小学校もすぐ近くにありますが、住宅需要は高いと思います。転用は問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **○番（○○委員）** 転用自体は問題ないと思いますが今言われたように小学校の近くでもありますので工事期間中の交通事故等の色んな弊害が出てくる可能性が出てくると思うんですよ。特に通学路が近いわけですから。問題が起きないように特に注意していただきたい。

○ **代理人** 農地転用に併せて町の方に開発の申請を提出させていただいているんですけど、同様の意見が町の方からも出ていますのでそこは十分注意しながらやっていきたいと思っています。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

○ **事務局長** 41ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、農振農用区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、役場から概ね500m以内の農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的の駐車場及び勤務医宿舎は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、42ページに位置図、43ページに字図の写し、44ページに土地利用計画図、45ページに断面図、46ページに建物平面図、47ページ建物立面図、を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **○番（○○委員）** 申請地の東側の方に歯医者があるんですけどそこは駐車場が5・6台しか停まらないんですよ。ですから消防のところに停めたりスーパーに停めたりと迷惑がられていたわけですよ。転用自体は問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

- ○○最適化推進委員 利用状況も保全管理でしたので、問題ないと思います。
- 議長 先ほどから話が出ているようにこの土地の近くの歯医者さんの駐車場が足りておらず公民館など違うところにお客さんが車を停めており非常に困った状況だと思っております。転用は問題ないかと思ひます。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思ひます。

- 議長 続きまして、第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件整理番号変更－1・2について説明を求めます。
- 事務局長 今回申請されております、変更1及び2については、10月の総会で建売分譲住宅で総会にかけ、11月に許可が出ていた案件ですが、今回転用目的を建売分譲住宅が特定建築条件付売買予定地に変更するということで、施設の概要や資金計画の変更などは一切ありません。資料については、許可書の写し、土地利用計画や建物平面図等以前と同じものを変更前、変更後ということでそれぞれに添付しています。
説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。まずは変更1について地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○番（○○委員） 特に問題ないと思ひます。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 問題ないと思ひます。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思ひます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。続きまして変更2について地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○番（○○委員） 特に問題ないと思ひます。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 問題ないと思ひます。
- 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度
第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 78 ページをごらんください。第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 4 件、再設定が 5 件の計 9 件で、田が 16
筆 24,914 m²、畑が 1 筆 1,114 m²、合計の 26,028 m²となっております。

次に 79 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの
累計面積 4,401,805.24 m²、今回解約面積 32,354 m²、今回計画といたしまして 26,028 m²、
現在の合計 4,395,479.24 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 00 分